

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		転廃業助成金等に係る課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義
② 上記以外の税目		所得税：外	
3	内容		《制度の概要》 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に伴い、市町村が一般廃棄物処理業者等に交付する交付金のうち、転廃業助成金及び減価補填金の金額の全部又は一部を損金の額に算入する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 28 条の 3、第 67 条の 4
4	担当部局		環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和 2 年～令和 6 年
6	創設年度及び改正経緯		平成元年度創設
7	適用期間		恒久（平成元年度より）
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること。 《政策目的の根拠》 合特法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う。

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により下水道への転換が完了する直前まで、し尿の適正な処理が継続して行われることで、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理することに資する。																
9	有効性等	①	適用数	令和 2 年度 0 事業者 令和 3 年度 0 事業者 令和 4 年度 0 事業者 令和 5 年度 0 事業者 令和 6 年度 0 事業者																
				【算定根拠】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)及び合理化事業計画より																
		②	適用額	令和 2 年度 0 円 令和 3 年度 0 円 令和 4 年度 0 円 令和 5 年度 0 円 令和 6 年度 0 円																
				【算定根拠】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)及び合理化事業計画より																
		③	減収額	令和 2 年度 0 円 令和 3 年度 0 円 令和 4 年度 0 円 令和 5 年度 0 円 令和 6 年度 0 円																
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 令和2年度から令和6年度の間、26 市町で合理化事業計画を策定し、汚水処理人口普及率は令和6年度末において全国平均で 93.7% (うち下水道は 81.8%)と順調に伸びてきている。 <table><tr><td></td><td>汚水処理人口普及率</td><td>下水道普及率</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>92.1%</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>92.6%</td><td>80.6%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>92.9%</td><td>81.0%</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>93.3%</td><td>81.4%</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>93.7%</td><td>81.8%</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省・国交省・農水省合同汚水処理人口普及状況調査より		汚水処理人口普及率	下水道普及率	令和2年度	92.1%	80.1%	令和3年度	92.6%	80.6%	令和4年度	92.9%	81.0%	令和5年度	93.3%	81.4%	令和6年度	93.7%	81.8%
	汚水処理人口普及率	下水道普及率																		
令和2年度	92.1%	80.1%																		
令和3年度	92.6%	80.6%																		
令和4年度	92.9%	81.0%																		
令和5年度	93.3%	81.4%																		
令和6年度	93.7%	81.8%																		

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本対象期間での特例措置の利用はなかったが、適正なし尿処理のため、市町村が実施する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可欠な状況。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本対象期間での特例措置の利用はなかったが、適正なし尿処理のため、市町村が実施する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可欠な状況。
		⑤ 税收減を是認する理由等	し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、転廃業助成金等の交付による効果を阻害しないようにするものであり、妥当である
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、今後も本特例措置を継続していく必要がある。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

<記載要領>

Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関係する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：〇〇省〇〇局〇〇課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

8③ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。

8④ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり、計算式、計算に用いた数値及びその出典を明らかにする（評価書への添付でも可）。

9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり、計算式、計算に用いた数値及びその出典を明らかにする（評価書への添付でも可）。

9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり、計算式、計算に用いた数値及びその出典を明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

- ＊ 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

- ＊ 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

- ＊ 所期の目標（前回の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標）が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ＊ 使用したデータ、文献等の概要及びその所在に関する情報については、情報公表ガイドラインにのっとり、計算式、計算に用いた数値及びその出典を明らかにする（評価書への添付でも可）。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の

政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

使用したデータ、文献等の概要及びその所在に関する情報については、情報公表ガイドラインにのっとり、計算式、計算に用いた数値及びその出典を明らかにする（評価書への添付でも可）。

- ・ 「適用数が僅少等である場合の原因・有効性の説明」には、把握又は予測された適用数が僅少（10件未満）又は適用額が特定の者に偏っている（適用額の上位10社の合計額が8割超）場合、その原因分析とともに、そのような適用実態を踏まえても租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることを記載する。

なお、上記に該当しない場合は「－」を記載する。

- 9⑤ 「税收減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税收減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

- 10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

- 10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

- 10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

- 11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

- 12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。